

令和 5 年

大和市議会第 1 回定例会議案書

目 次

ページ

議案第 1 号	大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 2 号	大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 3 号	大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 4 号	大和市手数料条例の一部を改正する条例について	9
議案第 5 号	大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例について	15
議案第 6 号	大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	19
議案第 7 号	大和市建築基準条例の一部を改正する条例について	21
議案第 8 号	大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について	25
議案第 9 号	令和 4 年度大和市一般会計補正予算（第 9 号） （以下、議案第 1 9 号まで別冊のとおり。）	
議案第 1 0 号	令和 4 年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 1 号	令和 4 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 1 2 号	令和 4 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 3 号	令和 4 年度大和市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
議案第 1 4 号	令和 5 年度大和市一般会計予算	
議案第 1 5 号	令和 5 年度大和市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 1 6 号	令和 5 年度大和市介護保険事業特別会計予算	
議案第 1 7 号	令和 5 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 1 8 号	令和 5 年度大和市病院事業会計予算	
議案第 1 9 号	令和 5 年度大和市下水道事業会計予算	

議案第1号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、大和市心身障害児者処遇委員会を廃止したい必要による。

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表大和市心身障害児者処遇委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第69号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第68号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第 2 号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 3 8 号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする。

別表第2、1の項中「大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報」を「公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表2の項中

「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	に改め、同表3の項中
大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの	を	

「昭和60年法律第34号」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）」に改め、同表6の項、7の項、9の項及び13の項中

「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	「社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの	に改め、同表16の項中
を		

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの

を

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表17の項、

18の項、20の項から22の項まで及び24の項中

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

を

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表27の項

中「大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報」を「公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表27の2の項及び28の2の項から28の5の項までの規定中

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

を

社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表29の項

を削り、同表 28 の 6 の項中

「
社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
」

を

「
社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
」

に改め、同項を同表 29

の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、ハラスメント対策委員会委員の報酬の額を定めたい必要による。

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第68号を第69号とし、第19号から第67号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) ハラスメント対策委員会の委員

別表中第67号を第68号とし、第19号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

19	ハラスメント対策委員会の委員	有識者	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900

附 則

この条例は、大和市ハラスメント防止条例（令和4年大和市条例第18号）附則第1項の規則で定める日から施行する。

議案第4号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第2号）が施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の改定を行いたい必要による。

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)区分の欄中「(平成27年法律第53号)」を削り、同号金額の欄を次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円

イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円

ウ 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円

(イ) 住宅部分（(ア)に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円

- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円
- (ウ) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあつては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 150,000円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 370,000円
 - g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円
- (エ) 非住宅部分（ウ）に該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

物 290,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円

ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円

イ 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 20,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 45,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 81,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 16,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 27,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 80,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 130,000円

- | | | |
|---|---|----------|
| f | 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 | 160,000円 |
| g | 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 | 200,000円 |

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同(1)ア中「(法第11条の「非住宅部分」をいう。以下この表において同じ。)」を削り、同表第5号(1)ウ(ア)及び(イ)中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同ウを同(1)エとし、同(1)イ中「(一戸建ての住宅を除く。以下この表において同じ。)」を削り、同イ(ウ)中「(イ)」を「(ウ)」に改め、同イ中(ウ)を(エ)とし、同イ(イ)中「非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び基準省令附則第3条第2項に該当する」を「外皮基準不適用の」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、同イ(ア)中「法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。ただし、共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この表において同じ」を「(ア)に該当するものを除く」に改め、同イ中(ア)を(イ)とし、同イに(ア)として次のように加え、同イを同(1)ウとする。

(ア) 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この表において同じ。）（基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(1)ア中「人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ」を「アに該当するものを除く」に改め、同アを同(1)イとし、同(1)にアとして次のように加える。

ア 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(2)ウ(イ)中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同表第7号ア中「第5号(1)ア」を「第5号(1)ア若しくはイ」に改め、同号イ中「第5号(1)イ」を「第5号(1)ウ」に改め、同号ウ(ウ)中「第5号(1)ア若しくはイ又は同号(2)ア」を「第5号(1)ア、イ若しくはウ又は(2)ア」に改め、同表第9号(1)ア中「第5号(1)ア」を「第5号(1)イ」に改め、同(1)イ中「第7号ア」を「第5号(1)ア」に改め、同(1)ウ(ア)中「第5号(1)イ(ア)」を「第5号(1)ウ(イ)」に改め、同ウ(イ)中「次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、次」を「第5号(1)ウ(ア)」に改め、同(イ) a から d までを削り、同ウ(ウ)中「第5号(1)イ(イ)」を「第5号(1)ウ(ウ)」に改め、同ウ(エ)中「第5号(1)イ(ウ)」を「第5号(1)ウ(エ)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例について

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、医療費助成の対象となる年齢の引上げ等を行いたい必要による。

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市子ども医療費助成条例

第1条中「小児」を「子ども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、本市に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条第1項中「小児」を「子ども」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 自身を監護する者のない子ども

第3条第2項中「小児」を「子ども」に改める。

第4条中「小児の」を「子どもの」に、「小児に」を「当該子どもに」に改める。

第5条第1項中「小児の」を「子どもの」に、「小児が」を「子ども（第3条第1項第3号に該当する場合にあっては、自身）が」に改める。

第6条中「小児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大和市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける場合の医療費の助成について適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。

（大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

4 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(平成27年大和市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1、4の5の項並びに別表第2、10の項、19の項及び28の4の項から29の項までの規定中「大和市小児医療費助成条例」を「大和市子ども医療費助成条例」に改める。

議案第6号

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、出産育児一時金の額の改定等を行いたい必要による。

大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険条例(昭和34年大和市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第6条中「の各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改める。

第7条第1項第3号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に改める。

第8条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第7号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例について

大和市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が公布されたこと等に伴い、建築物の容積率の緩和に係る認定申請手数料等の設定その他所要の改正を行いたい必要による。

大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例（平成12年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「政令」の次に「
おいて使用する用語」を加える。

第15条第1項ただし書中「政令第136条の2の基準に適合する建築物」を「法第
61条に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いる建築物であって規則で定める
もの」に改める。

第21条第2号中「定める防火設備」を「規定する防火設備」に、「第112条第13
項第2号に定める」を「第112条第19項第2号に定める構造の」に改める。

第47条中「次」の次に「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」を加え、同条
第1号中「は、別表第5号及び第10号から第52号までの」を「別表各号に掲げる」
に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「場合は、」を「場合」に、「確認申請手数料
等は、」を「別表第1号から第4号まで、第6号から第9号まで及び第60号から第63
号までに掲げる手数料（次号において「確認申請手数料等」という。）を」に改め、同号
を同条第2号とし、同条第4号中「場合は、」を「場合」に改め、同号を同条第3号と
し、同条第5号中「前4号に規定する」を「前3号に掲げる」に、「場合は、」を「場合」
に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「定める」を「掲げる」に、「ものについ
ては、手数料を免除することができる」を「場合 別表各号に掲げる手数料を免除する」
に改め、同号を同条第5号とする。

第54条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5
項又は第6項に規定する仮設建築物」を「第85条第6項に規定する仮設興行場等」に改
める。

別表第1号から第3号まで、第5号、第6号及び第10号中「第87条の2」を「第87
条の4」に改め、同表中第62号を第63号とし、第61号を第62号とし、第59号及
び第60号を削り、同表第58号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号を
同表第61号とし、同表第57号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号を
同表第60号とし、同表中第56号を第57号とし、同号の次に次の2号を加える。

58	法第87条の3第5項の規定による許可申請手数料	120,000円
59	法第87条の3第6項の規定による許可申請手数料	160,000円

別表中第55号を第56号とし、第44号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、同表第43号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同号を同表第44号とし、同表第42号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同号を同表第43号とし、同表中第41号を第42号とし、第27号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、同表第26号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項及び第4項各号」に改め、同号を同表第27号とし、同表中第25号を第26号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

22	法第52条第6項第3号の規定による認定申請手数料	27,000円
----	--------------------------	---------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月15日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、大和市営大和スポーツセンタープールを廃止したい必要による。

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 大和市営大和スポーツセンター、プールの項を削る。

別表第3、1 専用利用料金の上限額の表大和市営大和スポーツセンター、プールの項を削り、同表2 個人利用料金の上限額の表大和市営大和スポーツセンター、プールの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。